

制定 2012年4月1日  
施行 2012年4月1日  
変更 2021年6月23日  
変更 2023年10月19日

## 一般財団法人製品安全協会定款

### 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人製品安全協会（英文名 CONSUMER PRODUCT SAFETY ASSOCIATION。略称「CPSA」）と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都台東区に置く。

2 この法人は、理事会の決議により、必要な地に支部を置くことができる。これを變更または廃止する場合も同様とする。

### 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、消費生活用製品による一般消費者の生命又は身体に対する危害の発生を防止を図るために消費生活用製品の安全性の確保に関する業務を行うとともに、消費生活用製品によって生じた損害のてん補を円滑に実施するための業務を行うことにより、一般消費者の利益の保護を図り、もって国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 消費生活用製品に係る安全性についての基準の策定
- (2) 前号の基準に基づく安全性の認証及びその表示
- (3) 前号に基づき認証された消費生活用製品の欠陥に起因する事故に関する被害者

の救済

- (4) 消費生活用製品に係る安全性についての試験・検査、調査・研究並びに情報・資料の収集及び提供
- (5) 消費生活用製品に係る安全性向上に関する啓発及び広報
- (6) 消費生活用製品に起因する事故に係る消費者と事業者との紛争処理等
- (7) 消費生活用製品に係る安全性向上に関する国内外の諸機関との連絡及び協力
- (8) その他事業

### 第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産は、この法人の基本財産とする。

- 2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。基本財産の一部を処分しようとするときは、評議員会の承認を得なければならない。

(財産の管理)

第6条 この法人の資産は、理事長が管理し、その管理の方法は、理事会の決議による。

(事業年度)

第7条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第8条 この法人の事業計画書及び収支予算書は、毎事業年度開始の日の前日までに代表理事が作成し、理事会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間据え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第9条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に報告しなければならない。

- (1) 事業報告
  - (2) 事業報告の附属明細書
  - (3) 貸借対照表
  - (4) 正味財産増減計算書
  - (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第3号から第5号の書類については定時評議員会において承認を受けなければならない。

## 第4章 評議員

(評議員)

第10条 この法人に、評議員6人以上10人以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第11条 評議員の選任及び解任は、評議員会において行う。

2 評議員は、この法人の理事、監事又は使用人を兼ねることができない。

(任期)

第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 任期満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了するときまでとする。

3 評議員は、第10条に定める定足数に足りなくなるときは、任期満了又は辞任により退任した後も、新たに選任される者が就任するまで、なお、評議員としての権利義務を有する。

(報酬)

第13条 評議員に対しては、各年度の総額が2百万円を超えない範囲で、評議員会において別に定めるところにより報酬等を支給することができる。

## 第5章 評議員会

(評議員会の構成)

第14条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第15条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 評議員、理事及び監事の選任又は解任
- (2) 評議員、理事及び監事の報酬等の額
- (3) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 残余財産の処分
- (6) 基本財産の処分
- (7) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第16条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集等)

第17条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 評議員会を招集するには、理事長は、評議員会の日の7日前までに評議員に対して、会議の日時、場所、目的たる事項を記載した書面もしくは電磁的方法をもって、通知しなければならない。なお、電磁的方法により通知する場合には、あらかじめ書面もしくは電磁的方法により評議員の承諾を得なければならない。
- 4 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第18条 評議員会の議長は、出席した評議員の中から選出する。

(役員等の出席)

第18条の2 理事長、専務理事、執行理事及び監事は、やむを得ない事由がある場合を除き、評議員会に出席しなければならない。

- 2 評議員会は、必要に応じ、前項以外の者の出席を求め、その意見又は説明を求める

ことができる。

(決議)

第19条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の議決は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上にあたる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) 基本財産の処分の承認

(4) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

(決議の省略)

第19条の2 理事が、評議員会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第20条 評議員会の議事録については、法令に定めるところにより議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、出席した議長、理事長及び専務理事が署名しなければならない。

## 第6章 役員等

(役員の設定)

第21条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 6人以上10人以内

(2) 監事 1人又は2人

2 理事のうち1人を理事長、1人以内を専務理事とし、もって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般法人法」という。）上の代表理事とする。

3 理事長及び専務理事のほか、必要に応じ、執行理事を置くことができる。

- 4 前項の執行理事をもって一般法人法第197条において準用する第91条第1項第2号の業務を執行する理事とする。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長、専務理事及び執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を統轄する。
- 3 代表理事及び執行理事は、毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告書を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。
- 3 監事の監査については、法令及びこの定款で定めるもののほか、監事全員により定める監事監査規定によるものとする。

(役員任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了のときまでとし、増員として選任された理事の任期は、他の現任者の任期の満了のときまでとする。
- 4 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 理事又は監事が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

(役員報酬)

第27条 理事及び監事に対しては、評議員会において定めるところにより報酬等を支給することができる。

(安全管理委員)

第28条 この法人に、安全管理委員6人以上10人以内を置く。

- 2 安全管理委員は、理事会の同意を得て、理事長が委嘱する。
- 3 安全管理委員に対しては、理事会において定めるところにより報酬等を支給することができる。
- 4 安全管理委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

(顧問及び参与)

第29条 この法人に、顧問3人以内及び参与3人以内を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、学識経験者又はこの法人に功労のあった者のうちから、理事会の推薦により、理事長が委嘱する。
- 3 顧問は、この法人の事業に関して代表理事の諮問に答え、又は代表理事に対して意見を述べる。
- 4 参与は、この法人の業務の処理に関して代表理事の諮問に答える。
- 5 顧問及び参与に対しては、その職務を行うために要する費用の支払い及び常勤の参与に対しては、理事会において別に定める顧問及び参与に関する規程に従って報酬を支給することができる。
- 6 第25条第1項の規定は、顧問及び参与について準用する。

## 第7章 理事会及び安全管理委員会

(構成)

第30条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、法令又はこの定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、専務理事及び執行理事の選定及び解職

(開催)

第32条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会とする。

2 通常理事会は、毎事業年度2回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき
- (2) 代表理事以外の理事から代表理事に対し、理事会の目的たる事項を記載した書面をもって理事会の招集の請求があったとき
- (3) 前項の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき
- (4) 一般法人法第197条において準用する同法第101条第2項の規定に基づいて監事が理事会の招集を請求したとき又は監事が招集したとき

(招集)

第33条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは各理事が理事会を招集する。

3 理事会を招集するには、理事長は、理事会の日の7日前までに役員に対して、会議の日時、場所、目的たる事項を記載した書面もしくは電磁的方法をもって、通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。ただし、第32条第3項第3号又は第4号の規定により請求があった場合において、臨時理事会を開催したときは、出席理事の互選により議長を定める。

(決議)

第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。



(決議の省略)

第36条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第37条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会へ報告することを要しない。

2 前項の規定は、第23条第3項の規定による報告については、適用しない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長、専務理事及び監事は、法令で定めるところにより、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(安全管理委員会)

第39条 この法人に、安全管理委員会を置く。

2 安全管理委員会は、安全管理委員をもって構成する。

3 安全管理委員会は、この法人の業務運営に関する専門的事項を調査審議し、代表理事の諮問に応じる。

4 安全管理委員会は、必要に応じ、理事長が招集する。

5 安全管理委員会の招集方法等については、代表理事が別に定める。

## 第8章 定款の変更、解散等

(定款の変更)

第40条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第11条についても適用する。

(解散)

第41条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(剰余金及び残余財産の処分等)

第42条 この法人は、剰余金の分配をすることはできない。

- 2 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第43条 この法人の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることが出来ない場合は、官報に掲載する方法により行う。

## 第10章 補則

(委員会)

第44条 この法人は、事業の円滑な遂行を図るため、第39条に掲げる安全管理委員会のほか、委員会を設けることができる。

- 2 委員会は、その目的とする事項について、調査し、研究し、又は審議する。
- 3 委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、代表理事が別に定め、理事会に報告する。

(事務局)

第45条 この法人に、事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、理事会の同意を得て、理事長が委嘱し、職員は、理事長が任免する。

(実施細則)

第46条 この定款の実施に関して必要な事項は、理事会の承認を受けて、代表理事が別に定める。

## 附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般財団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般財団法人の設立の登記を行ったときは、第7条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の代表理事は、大津 幸男とする。
- 4 この定款は、2021年6月23日から施行する。
- 5 この定款は、2023年10月19日から施行する。